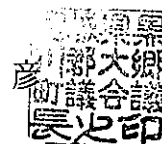


大郷町議会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定により、「大郷町議会議員定数条例の一部改正について」の直接請求にかかる請求代表者に次により意見を述べる機会を与えるものとし、同法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定より告示する。

令和2年10月9日

大郷町議会議長 石川 良



- 1 日時 令和2年10月14日（水） 午前10時
- 2 場所 大郷町役場3階 議会議事堂
- 3 意見を述べる請求代表者の数 1名